

サングラスの品質表示等について

サングラスを購入するときに、「下げ札」などに表示されている「家庭用品品質表示法に基づく表示」をご覧になったことがありますか？

また、購入するときの参考にされていますか？

この表示は、消費者の皆さんに「一つ一つのサングラスの性能や材質などについて、正確な情報を伝えることを目的」として、法律で義務付けられたものです。

日本国内でサングラスを販売する場合には、販売形態（百貨店、眼鏡小売専門店、ホームセンター、量販店、露店など）に関係なく、「家庭用品品質表示法に基づく表示」が必要で、表示のないものを販売すると、同法違反となり、罰則の対象となります。

表示項目は、「品名」「レンズの材質」「わくの材質（レンズわくの材質、テンプルの材質）」「可視光線透過率」「紫外線透過率」「使用上の注意」及び「表示者の氏名または名称及び住所または電話番号」となっています。

「家庭用品品質表示法」では、サングラスを「サングラス」「偏光サングラス」及び「ファッション用グラス」の3種類のどれかに分類して表示するように義務付けています。

この内の「サングラス」には「屈折力」及び「平行度」の2項目に対する基準値が、「偏光サングラス」には「屈折力」「平行度」「偏光度」及び「偏光軸のずれ」の4項目に対する基準値が、各々定められており、この基準値に適合した製品にのみ「サングラス」または「偏光サングラス」の名称を表示することが認められています。

なお、「ファッション用グラス」には、これらの基準値の要求は定められていないため、「ファッション用グラス」と表示されたものは、何らかの理由で「基準値に適合していない。」と判断できます。

サングラスを購入するときには、「自分が気に入ったデザインやレンズの濃さ」と同時に、これらの表示を確認され、表示内容に疑問があれば迷わずに販売店や表示者に確認されるようにお奨めします。

『サングラスなどに付いている「UVカット」の表示は、紫外線が何パーセントカットされていることを示しているの？』

『ホームセンターなどで売られている「既製老眼鏡」は安心して買えるの？』
などの疑問を感じたことはありませんか？

財団法人 日本眼鏡普及光学器検査協会（通称：めがね検査協会）では、消費者の皆様方が少しでも安心して「めがね」を購入していただけるよう、優良なめがね製品が市場に供給されるための性能評価を始め、販売されためがね製品のクレームに対する評価や相談などを通じて、より優良なめがね製品を市場に供給するためのアドバイスや適正な表示の指導に努め、一部の製品では、適正に表示されたと認められた製品を「推奨」しています。

また、国、地方公共団体、消費者センター、製造業者、流通業者、一般消費者など、あらゆる組織や個人からの相談や試験依頼を受け、「適正な表示」の元になる評価をし、同時に、表示に関するアドバイスもしています。

当財団では、「めがね」に関するあらゆる試験依頼をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

財団法人 日本眼鏡普及光学器検査協会（JAPAN SPECTACLES AND POPULAR OPTICS INSPECTION INSTITUTE 英文略称：JSOI、通称：めがね検査協会）は、通商産業大臣（現在は、経済産業大臣）の認可を受け、昭和30年に設立された国内で唯一の「眼鏡類専門」の第三者試験検査機関であり、消費者の皆様方が少しでも安心して「めがね」を購入していただけるよう、優良なめがね製品が市場に供給されるためのお手伝いをしている機関です。